

専門部会議事内容結果（要旨）

専門部会名	保健・医療・福祉部会（第3回）
開催日時	令和8年4月6日（月） 書面送付 令和8年4月17日（金） 回答期限
開催会場	委員へ書面送付
委員	上西部会長、成田副部長、松前副部長、酒井委員、松本和俊委員、結城委員、坂上委員、梅野委員、桑原委員、佐藤委員
審議事項	<p>第3次総合計画前期基本計画骨子案について ⇒基本目標Ⅱ-1～6, 基本目標Ⅴ-1について、第2回専門部会において頂いた意見等をもとに修正した内容について共有後、次のとおり再度いただいた意見を受けて修正しました。</p> <p>基本目標Ⅱ-3 子育て支援の推進</p> <p>■委員 現状と課題の下から2行目に記載の「ウェルビーイング」について、「ウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に満たされた状態）」と記載すべきではないか。</p> <p>◎事務局 「ウェルビーイング」は今回核となるワードで、基本構想で使用されており、注釈や用語説明などをする予定である。その他の施策でも使用されており、整合性を図ることからここでの加筆は行いません。</p> <p>基本目標Ⅱ-6 障がい者福祉の推進</p> <p>■委員 主な施策・取組の（4）生活環境等整備の充実に記載の「本人が必要としている支援」について、障がい者支援制度の多くは申請主義をとっており、必要性にかかわらず制度の利用に至らない状況が生じ得ます。 市の施策としては、本人が必要性を認識していなかったとしても、必要な人に必要なサービス（少なくとも、その情報）を提供することを目指していただきたいと願います。 第2回の委員会において発言された委員の意見は、コミュニケーション支援だけでなく、一人ひとりのニーズに対応した多様な支援を求めたものであったと記憶しています。趣旨に沿った修正を求めます。</p> <p>◎事務局 対象を狭める文言を使わずに、ご意見いただいた「多様なニーズ」と「情報発信」の部分を取り入れた表現に改めました。</p>

■委員 主な施策・取組の（３）就労支援の充実の１行目に記載の「障害福祉サービス」という文言について、法律や制度名など公の表記は未だに「障害」のままですが、自治体の広報や案内文、学校や福祉現場の文書は「障がい」を使うことが増えています。「障害福祉サービス」の部分についても日常表記と公的表記にずれがあるとは思いますが、公的機関なればこそ「障がい」と表記してはいかがでしょうか。

◎事務局 名寄市「障がい」ひらがな表記取扱指針では、「差別感」や「不快感」への配慮から基本はひらがなとするが、法令等で規定されている事業等の名称は適用除外となっており、「障害福祉サービス」については漢字でもよいとされておりますが、前段の配慮からひらがなが望ましいため表現を改めるとともに、対象を狭める文言について調整しました。

■委員 現状と課題２行目に記載の「障がいのある人の」という部分は冒頭の主語の範疇なので不要と思われます。
また、『重度化・高齢化や「親亡き後」』という部分は主な施策・取組の（２）地域生活支援体制の充実３行目に記載の表現と統一すべきではないでしょうか。

◎事務局 「現状」と「課題」とで文章を区切り、重複している文言を別の表現に改めました。

名寄市総合計画審議会委員名簿

(敬称略)

総合政策部会	
氏名	備考
遠藤 貴広	審議会副会長
今野 聖士	総・市・教部会長
伊藤 美和子	同上副会長
守岡ダニエル武雄	同上副会長
結城 佳子	審議会会長
上西 靖子	保・医・福部会長
成田 勇一	同上副部会長
松前 聡美	同上副部会長
石田 十羽完	審議会副会長
高橋 直樹	産・都・交部会長
小川 和則	同上副部会長
鎌塚 英明	同上副部会長
合計	12名

総務・市民生活環境・教育文化スポーツ部会	
氏名	備考
★遠藤 貴広	推薦
●今野 聖士	推薦
○伊藤 美和子	推薦
○守岡ダニエル武雄	推薦
安達 百合子	推薦
桑内 寿則	推薦
久保 和幸	推薦
清水 幸子	推薦
鳥谷 由美	推薦
吉田 豊	推薦
合計	10名

保健・医療・福祉部会	
氏名	備考
★結城 佳子	推薦
●上西 靖子	推薦
○成田 勇一	推薦
○松前 聡美	推薦
梅野 圭介	推薦
松本 和俊	推薦
酒井 洋子	推薦
坂上 義幸	推薦
桑原 隆太郎	公募
佐藤 喜代枝	公募
合計	10名

産業経済・都市基盤整備・交通部会	
氏名	備考
★石田 十羽完	推薦
●高橋 直樹	推薦
○小川 和則	推薦
○鎌塚 英明	推薦
浅野 弘幸	推薦
臼田 進	推薦
木全 哲也	推薦
田中 英彰	推薦
古家 健一	推薦
森 和季	推薦
合計	10名

★=審議会役員 ●=専門部会長 ○=専門部会副会長

※審議会の会長、副会長及び総合政策部会を除く各専門部会の部会長、副部会長は総合政策部会にも属するものとする。

基本目標Ⅱ

【保健・医療・福祉】

誰もが健やかに安心して暮らせる支え合いのまちづくり

II-1

健康の保持増進

目指す姿

市民一人一人が健康に関心を持ち、生涯を通じて心身ともに健やかでいきいきと暮らせるまちを目指します。

現状と課題

乳幼児から高齢者まで市民の生涯を通じた保健対策として、感染症予防やこどもの健やかな発達・発育支援、疾病予防や早期発見を目的とした健康診査、健康相談、健康教育、訪問指導などを実施し、市民の健康づくりに取り組んできました。

がん検診では、早期発見のため検診対象年齢を引き下げたほか、経済的負担軽減など受診しやすい環境づくりに努めてきました。

今後も、市民の健康づくり意識の更なる高揚と自主的な健康づくり活動の促進を基本に、ライフステージに応じたところと身体の健康づくりを通じて、市民一人一人の健康寿命の延伸を目指す必要があります。

基本的な方向性

各世代を通じて健康に過ごせるよう、市民一人一人が「自分の健康は自分で守る」という健康意識の向上と併せて、社会全体として市民の健康を支え、健康的な生活を送ることができる仕組みを目指します。

また、健康診査等による疾病の早期発見・早期治療や介護予防活動の充実や感染症予防により健康寿命の延伸を図ります。

主な施策・取組

(1)健康づくりの推進

市民が生涯にわたって心豊かに健康で生活が送れるよう、こどもの健やかな発達・発育支援、疾病予防や早期発見を目的に、健康診査、健康相談、訪問指導、健康教育などを実施します。

市民一人一人が「自分の健康は自分で守る」という主体的な意識を持てるような周知・啓発、市民の健康づくりを支え、健康寿命延伸につながる取組を推進します。

(2)生活習慣病の発症及び重症化の予防

糖尿病や高血圧など生活習慣病の発症と重症化を防ぐため、健診・検診の受診率向上に向けた取組を推進します。

また、健診結果に基づき食生活改善や運動習慣の改善などの保健指導や受診勧奨を丁寧に行い、医療・保健の連携で継続的にフォローを行います。

関係する個別計画

- 名寄市健康増進計画「健康なよろ21」(R6-R18)
- 名寄市生きるを支える自殺対策計画(R6-R11)
- 名寄市新型インフルエンザ等対策行動計画(H27-)

II-2

地域医療の充実

目指す姿

必要ときに安心して医療を受けられる、安定した地域医療体制の維持を目指します。

現状と課題

名寄市立総合病院においては、快適な療養環境、質の高い医療・看護体制を維持するため、病室等既存設備の改善整備を進めたほか、令和3年3月に自動精算機を導入、令和6年3月には手術室棟を増築し、急性期医療を担う病院として、患者サービスの向上及び機能強化を図ってきました。

名寄東病院は、建物の老朽化や医療ニーズの変化により、施設や機能の見直しが必要になっており、新病院の整備について調査・検討を行ってきました。

今後は、圏域の医療機関との機能分担、連携を進め、限られた医療資源を有効に活用し、適切な医療を効率的に提供できる体制を継続していくことが必要となっています。

また、名寄市立総合病院及び名寄東病院は設備の老朽化が進んでいることや、よりプライベートを確保できる少人数の病室が求められること、新型コロナウイルスをはじめとした各種感染症への対応など、多様化するニーズ、求められる施設・設備の変化に応じた更新を検討していく必要があります。

基本的な方向性

市民が生涯を通じて心身ともに健康に暮らしていくために、限られた医療資源を地域全体で効率的に活用していくことで持続可能な地域医療提供体制の構築に努めます。

また、地域の医療ニーズを踏まえた医療体制の維持、名寄市立総合病院の診療機能強化を図ることで地域医療の充実に努めます。

主な施策・取組

(1) 地域医療体制の充実

誰もが安心して適切な医療を受けられるよう、老朽化した医療施設の老朽化対策、診療所の新規開業に対する支援を推進します。

また、名寄市立総合病院を中心とした地域の医療機関の適切な役割分担により、将来にわたり持続可能で質の高い地域医療提供体制の構築に努めます。

(2)医療従事者の確保と定着支援

各大学等への募集活動、学資金貸与や奨学金返済支援制度の活用などにより新採用職員の確保に努めるとともに、医療DXの活用等による業務の改善、研修・教育環境の充実を図り、職員が安心して働き続けられる環境を整備します。

(3)地域医療機関の連携と救急医療の充実

道北北部医療連携ネットワークを有効に活用しながら、医療機関の連携、医療資源活用の最適化を図り、道北三次医療圏における医療提供体制を維持します。

関係する個別計画

- 北海道医療計画(地域医療構想)
- 上川北部地域行動計画
- 名寄市病院事業経営強化プラン(R5-R9)

II-3

子育て支援の推進

目指す姿

安心して子どもを産み育てることができ、子育てを地域全体で支えるまちを目指します。

現状と課題

保育サービスの面では慢性的な保育士不足に対応するための緊急対策により保育士等の確保を進め、令和7年4月1日時点における待機児童は0人となりました。

ハード面では公立保育所の老朽化に対応するため、西保育所と南保育所を統合し、市立認定子ども園「あいあい」を令和6年4月に開園しました。

かねてから要望の多かったこどもの遊び場については、令和3年12月に子ども用屋内遊戯施設「にこにこらんど」を整備し、市内外から多くの親子に利用いただいています。

また、子育て世帯の経済的負担の解消に向けて、医療費の全額助成を令和2年には小学校6年生まで、令和6年には高校生年代までに拡大して実施しています。

母子の健康支援については、妊娠期からの切れ目のない支援を実施しており、マタニティ教室や産後の心身のケアや育児サポートなどきめ細かい支援を行う産婦健康診査・産後ケア事業を実施してきたほか、妊婦やその家族が安心して妊娠・出産に臨めるよう、保健師による伴走型支援を実施しています。

今後は、保護者ニーズに応えられる保育提供体制の確立や全ての子どもが生涯にわたってウェルビーイングを維持、向上させることができるよう子ども・子育て支援の充実が求められます。

基本的な方向性

安心して産み、育てられる環境の充実と、子ども一人一人が平等に生まれ、健やかに育つ環境づくりを地域ぐるみで進めるため、切れ目のない相談・支援体制の充実及び関係機関との連携強化を図り、ここで育て、ここで育ててよかったと言えるまちを目指し、子育て支援の推進に努めます。

主な施策・取組

(1) 保育環境の整備と提供体制の確保

共働き世帯の増加に伴う保育ニーズに対応するため、市内の教育・保育施設におけるこどもの受入れ体制の維持を図るとともに、安心・安全な保育環境の整備と子育て支援サービスの充実**保育の質向上**に努めます。

また、慢性的な保育士不足に対応するため、就職支援金や**名寄市**の保育の魅力発信の取組、**名寄市立大学との連携強化**などの保育士確保対策を推進します。

(2)母子保健対策の推進

妊婦やその家族が安心して妊娠・出産に臨めるよう、保健師等による伴走型の相談支援を推進します。

また、関係機関との連携のもと、マタニティ教室をはじめ、乳幼児健康診査、育児に関する健康教育や相談など、各種母子保健事業の一層の充実を図ります。

(3)こども・子育て支援の充実

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」を設置し、関係機関との連携のもと、支援が必要なこどもと家庭への情報提供の充実ときめ細かな支援に努めます。

また、子育て支援に関するニーズ等の把握に努め、子育て支援サービスの充実とこどもの最善の利益の実現を目指します。

関係する個別計画

- 名寄市子ども・子育て支援事業計画(R7-R11)

II-4

地域福祉の推進

目指す姿

住み慣れた地域で、全ての市民が互いに支え合いながら、安心して暮らせる地域共生社会を目指します。

現状と課題

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、名寄市社会福祉協議会をはじめとする様々な福祉関係団体と連携しながら地域における支援のネットワークづくりや生活支援の体制づくりを進めてきました。

老朽化が進んでいた総合福祉センターは、平成28年度から大規模改修を行い、福祉推進の拠点としての機能の充実を図りました。

近年は、人口減少や世帯構成の変化、地域コミュニティのつながりの弱まり等を背景として、ひきこもりや生活困窮など、単一の制度では解決できない複雑な生活課題が増加しており、これらに対応するために、関係機関との協働による支援体制の充実が求められています。

基本的な方向性

住み慣れた地域で、~~子ども、高齢者、障がい者~~など全ての市民が互いに支え合い、**認め合い**ながら、自分らしく生きるための「自立と共生」の地域社会づくりを目指します。

また、市民誰もが安心して健やかに暮らしていくことができるように、保健医療福祉の連携をさらに進めるとともに、民生委員児童委員をはじめとする市民と協働して、地域社会全体で住民の福祉を支え合うまちづくりを進めます。

主な施策・取組

(1) 地域福祉の普及・推進

地域共生社会の実現に向け、関係団体等と連携し、広報・啓発活動を推進するとともに、市民の福祉意識の高揚を図ります。また、ボランティア活動の促進など住民同士の支え合いである**「互助」**を基盤とした活動の推進を**支援し**ます。

(2) 福祉関係団体との連携強化

地域福祉の中心的な団体である名寄市社会福祉協議会をはじめ、町内会=~~自治会~~や市民活動団体、民生委員=~~児童委員~~等の活動を支援します。

また、各福祉団体の活動拠点である名寄市総合福祉センターの機能強化を図るなど、地域福祉活動の推進を図ります。

(3)生活に困っている人への包括的支援の充実

生活困窮者が抱える多様で複合的な課題に対する相談窓口として、「生活相談支援センター」を設置し、**社会福祉団体をはじめ**~~名寄市社会福祉協議会を中心に~~名寄公共職業安定所、名寄保健所、民生委員児童委員などの連携により生活困窮者の相談を継続的かつ包括的に対応するとともに、経済的及び社会的自立に向けた生活支援の充実を図ります。

関係する個別計画

11-5

高齢者福祉の推進

目指す姿

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して暮らせるまちを目指します。

現状と課題

本市の65歳以上の高齢者数は、令和8年〇月現在で〇〇〇〇人、高齢化率は〇〇.〇%となっています。また、高齢者数における75歳以上の後期高齢者の占める割合は〇〇.〇%ですが、令和〇年には〇〇.〇%まで上昇すると見込まれており、医療・介護の需要がさらに増大することが予想されます。

高齢者が安心して暮らし続けるためには、切れ目ない医療と介護の整備を継続するとともに、介護人材の確保やフレイル状態を予防するための介護予防事業の拡充など課題解決に向けた取組が必要です。

基本的な方向性

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの充実を図る取組を推進します。

主な施策・取組

(1)介護保険サービスの円滑な推進

介護が必要な高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護人材の確保及び介護サービスの充実を図るとともに、介護保険制度を適切に運営します。

また、サービスの質の維持・向上を図るとともに、制度に関する分かりやすい情報提供を行い、利用者が状態に応じた最適なサービスを適切に選択できるよう、きめ細かなサポート体制を維持します。

(2)介護予防と高齢者支援の推進

高齢者が自立した生活を送ることができるよう、介護予防事業の取組を推進します。

除雪サービスをはじめとする生活支援サービスについては、地域課題や住民ニーズの把握に努め、地域の多様な主体によって高齢者を支える体制づくりを進めます。

また、高齢者の尊厳を守り、その人らしい生活を支えることを目指します。

(3) 認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、本人と家族を支援する体制の維持・確保を図ります。

また、認知症サポーターの養成やチームオレンジの活動を通じて、地域における見守り及び支援体制の充実に努めます。

(4) 生きがいづくりと社会参加の促進

~~高齢者の健康づくり教室や生きがい講座、老人クラブ活動など~~に**高齢者が地域の中で気軽に参加できる地域づくりを進めます**活動を支援します。

高齢者が**これまで培った**経験や知識を活かし、社会の中で役割を持って活躍できる**取組**を支援します。

(5) 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護の提供体制の充実に努めます。

また、ICTの活用などにより、医療機関と介護事業所等が効果的に連携できるよう**取組**を推進します。

関係する個別計画

- 名寄市高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画

II-6

障がい者福祉の推進

将来のまちの姿

障がい~~があつてのある人が~~も地域で安心して自分らしく生活できるまちを目指します。

現状と課題

地域生活支援拠点の面的整備等により、障がいのある子どもや夫人が、様々な支援を地域で切れ目なく提供できる支援受けられる体制の基盤を整備してきましたが、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた様々な支援について取り組みを地域全体で連携して支援する体制づくりの検討も、今後は支援体制の強化について検討が必要となっています。

また、精神障がい者の地域移行や生活困窮、や権利擁護生活上の課題など多様な支援ニーズへの対応及び、障がいのある人児家庭やその家族への包括的支援などの課題は複雑化・多様化しています。

基本的な方向性

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障害福祉サービスの更なる充実を図るとともに、基幹相談支援センターと市内相談支援事業所が連携し、持続可能な相談支援体制の構築や質の向上を図ります。

また、合理的配慮など障がいに対する理解が深まっていくよう関係団体と協力して差別や偏見をなくすための啓発活動を行い、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える障がいの有無によって分け隔てられることのない地域共生社会の実現を推進します。

主な施策・取組

(1)障がい者理解の促進と権利擁護の推進

市民一人一人が障がいの特性や社会的障壁を正しく理解し、障がいのある人に対する差別や偏見をなくすため、啓発広報活動を推進します。

また、虐待防止や本人を不利益から守る成年後見制度の利用促進など、障がいのある人の権利を守る制度の周知と利用促進を図ります。

(2)地域生活支援体制の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、本人が必要とする障害者総合支援法に基づく生活支援(介護給付)の充実や、基幹相談支援センターを中心に市内の障害福

社サービス事業所と連携し、「親亡き後」や重度化・高齢化を見据えた、地域生活支援拠点としての機能充実を図ります。

また、関係機関の連携により、障がい児の発達段階に応じた切れ目ない支援を推進します。

(3)就労支援の充実

ハローワークや就労支援事業所等と連携し、就労系の障害福祉サービスや一般就労への移行サポートなどを通じ、個々の特性に応じた多様な働く機会の確保に努め、障がいのある人の自立と社会参加を支援します。

また、雇用促進のための啓発活動など関係機関と連携し推進します。

(4)生活環境等整備の充実

障がいのある人が、文化やスポーツ、レクリエーション活動を通して、生きがいのある豊かな生活を送れるよう、~~コミュニケーション支援など、本人が必要な情報を得て意思疎通できる~~本人が必要としている支援が受けられる環境整備を図り、個々の能力を十分に発揮できる場の創出に努めます。

また、障がいのある人を災害から守るため、関係機関との連携を図ります。

関係する個別計画

- 名寄市障がい者福祉計画(H30-R9)

基本目標Ⅴ【教育・文化・スポーツ】

豊かな心と個性を育み文化を継承するまちづくり

V-1

幼児教育の充実

目指す姿

こどもが健やかに成長し、安心して学び育つ環境が整ったまちを目指します。

現状と課題

市内の幼稚園は全て子ども・子育て支援新制度に移行し、新制度に基づく施設型給付費を通じて安定的な運営の保障に努めています。

5歳児から小学校1年生の2年間にあたる架け橋期において、幼児教育の質的向上及び小学校教育との円滑な接続を図るため、幼保小連携会議を開催したほか、授業・行事、研究会・研修等の小学校とのこども及び教職員の交流活動を行ってきました。

幼稚園教諭不足や人材の定着が課題となっており、質の高い幼児教育を安定して提供する体制の確保が必要です。

基本的な方向性

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園は生きる力の基礎を育むために重要な役割を果たしていることから、幼児教育施設の安定的な運営について引き続き取り組みます。

主な施策・取組

(1) 質の高い幼児教育の提供

心身ともに健やかな成長の基礎を築き、遊びを通じた学びや豊かな体験活動などを通じて質の高い教育環境を提供するため、**幼稚園教諭確保対策に努めるとともに**複数の教諭によるチーム保育・教育を推進します。

また、幼稚園教諭等の専門職のスキル向上を推進し、全てのこどもが安心して個性を伸ばせる質の高い幼児教育の提供に努めます。

関係する個別計画

- 名寄市子ども・子育て支援事業計画(R7-R11)